

平成27年度第4回矢巾町総合教育会議議事録

- 1 日 時 平成28年2月4日（木）午前8時58分
- 2 場 所 矢巾町役場3階 庁議室
- 3 出席者
(構成員) 高橋昌造町長、松尾光則教育委員長、関村昭子教育委員長職務代理者、小野寺由美子教育委員、大坊一男教育委員、越秀敏教育長
(事務局) 山本良司総務課長、立花常喜学務課長、山本功社会教育課長、佐々木順子学校給食共同調理場次長、野中伸悦総務課長補佐、田村英典学務課長補佐、照井和歌子学務課主査
(司 会) 野中伸悦総務課長補佐
- 4 内 容
 - 司 会 (総務課長補佐)

ただいまから第4回の矢巾町総合教育会議を開催いたします。
はじめに、高橋町長から挨拶をお願いいたします。
 - 町 長

改めまして、おはようございます。
教育委員の皆さんには、本町の教育行政の執行にご努力いただいておりますことに感謝申し上げます。
本日は、大きな協議事項が二つございます。一つは矢巾町教育大綱（案）について、もう一つは矢巾町いじめ防止条例（案）の概要について、となっておりますのでよろしくをお願いします。
資料の2ページをお開き願います。【施策と主な取組み】として「(1) 幼児教育・保育の支援」から「(7) 文化財の保護と活用」までの7項目について、皆さんと協議していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。
もう一つは、昨年悲しい出来事がありました。二度とこのような出来事を起こさないために、いじめ防止条例の概要案について、皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。
 - 司 会 (総務課長補佐)

それでは、「次第の3 協議」に入りますが、ここからは高橋町長の進行でお願いします。
 - 町 長

それでは、ここから暫時の間、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
まず、最初に、協議の1番「矢巾町教育大綱（案）について」を協議させていただきます。事務局から説明をさせます。
 - 学務課長補佐

それでは、矢巾町教育大綱（案）についてご説明させていただきます。
委員の皆様におかれては、既に目を通して頂いているかと存じますので、概略について説明をさせていただきます。

初めに、この大綱案は、どのような事項を定めればよいのかということになりますが、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでありまして、詳細な施策について作成することを求めているものではございません。

この大綱は、町の最上位計画である総合計画を上位計画とし、まさにその総合計画にうたわれている教育行政との整合性を図り、この大綱を策定していくという内容になるものであります。大綱は、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、町長が、総合教育会議の場において教育委員会と協議して定めることになっております。

本町では、第7次矢巾町総合計画 基本構想及び前期基本計画を平成27年12月に策定したことから、これらの整合性をとり今回の大綱案をまとめたものになっております。

それでは、大綱案の内容の概略をご説明いたします。

大綱の実施期間は、平成28年度から31年度までの4年間とします。

大綱内容の見直しについては、昨今の教育を取り巻く環境の変化や施策の進展状況などを踏まえ、第7次矢巾町総合計画 基本構想及び前期基本計画との整合を図りながら、適宜、見直しを行うこととしています。

矢巾町が目指す教育は次のとおりと規定させていただいております。

「今日、様々な社会環境の変化により、人に大なり小なりの影響を与え、グローバル化や人口減少・少子高齢化が進む中であっても、その地域の良さを見失うことなく、地域の独自性を発揮していくことが大切であり、人と人、人と地域のつながりを大切にしながら、豊かな自然、社会環境など地域色豊かな独自の価値を、子ども達の心の豊かさとして守り育ていかなければなりません。

矢巾町においても、将来を担う子どもたちが、児童・生徒お互いの尊厳を認め合う学校や社会をつくりあげ、自分や他人の命を大切にするとともに、将来への夢や希望を大きくふくらませ、矢巾で育ったことに誇りを持ち、協働の力で郷土の発展に尽くすよう、また、生涯にわたり心豊かで充実した生活を送ることができるよう、第7次矢巾町総合計画 基本構想及び前期基本計画の基本理念「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」のもと、町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」の実現のため、人を豊かに育み見守るまち 将来を担うひとの創造を将来像として、教育分野の方針を「時代を拓き次代につながるひとづくり」を基本方針として各種取組みを推進していきます。」とし、施策方針の「時代を拓き次代につながるひとづくり」の方針達成のため、7項目の柱となる取組みを推進していきます。

7つの柱について読み上げながらご説明させていただきます。

(1) 幼児教育・保育の支援 幼児のすこやかな成長につながるよう、幼稚園・保育園と小学校の連携に努めます。また、保護者に対する経済的な支援として、幼稚園の保育料の負担軽減に引き続き取り組みます。

(2) 学校教育の充実 児童生徒の教育にあたっては、自ら考え、進んで行動するたくましく生きいきとした人間を育てることを目指し、家庭、地域社会、学校が一体となって教育環境の充実を図るとともに、学校適応支援員や特別支援教育支援員を継続的に配置し、

いじめ問題については、早期対応とともに教育環境の充実を図るため、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の配置・活用等を通じて、学校生活における児童・生徒の生活のサポート体制を整えます。

また、本町児童生徒の学力向上を積極的に推進します。

なお、適切な学校教育環境の確保に向けては、老朽化が進む学校施設の整備に努めるとともに、学区の見直しについては、行政区の再編に併せて住民との協議に基づき検討します。

(3) 青少年の健全育成 都市化の進展が進む中、青少年が健全に成長できる環境の確保に努めます。

また、学校との連携により家庭教育支援を強化するとともに、青少年の各種体験活動の充実による心身のリフレッシュを図る場の提供に努めます。

(4) 生涯学習の充実 学習意欲のある町民のニーズに対応するために、サークル活動やボランティア活動への支援を行うとともに、ライフスタイルの多様化や生活の多忙化等により学習活動を行っていない町民の生涯学習活動への参加を促進します。

地域課題解決のための学習実践活動を支援し、地域づくり型生涯学習の推進に努めます。

老朽化が進む町公民館の適切な維持管理を図るとともに、社会教育活動の充実に努めます。

また、町民ニーズに応える図書サービスの更なる充実を図ります。

(5) スポーツ・レクリエーション環境の充実 矢巾町体育協会及び総合型地域スポーツクラブへの支援を行い、生涯スポーツ活動を推進するほか、町民スポーツ大会等の事業を通じ、スポーツ活動、住民の健康づくりやコミュニティの醸成に努めます。

また、社会体育施設の充実と利用促進の検討及び適切な維持管理に努めます。

(6) 芸術・文化活動の推進 芸術文化団体への長期的な支援と育成を継続するとともに、町民参加型の活動の強化を図ります。

また、町民の芸術鑑賞に係るニーズを把握し、田園ホールの特徴を活かした活動を展開し、芸術文化活動に関する情報提供や情報発信を積極的に行います。

(7) 文化財の保護と活用 国指定史跡徳丹城跡をはじめ貴重な文化財を適切に保存、活用するとともに、文化財の価値と保護の重要性について理解を深め次世代に伝えるため、児童生徒や町民への学習機会の提供を図ります。

また、本町には未指定の文化財が多くあるため、文化財調査を計画的に行い、実態把握に努めるとともに、町指定文化財に指定するなどの保護を図ります。

なお、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画については、平成 28 年度上半に策定いたしますので、今回の町大綱案をもとに、教育の振興のための具体的施策に関する矢巾町教育振興基本計画を策定いたします。

以上で、矢巾町教育大綱案の説明を終わります。

○ 町 長

ありがとうございました。

ただいま矢巾町教育大綱案についての説明がございました。これについて、意見等があれば、お願いしたいと思っております。

なければ、私から指名をして意見をいただくことでよろしいでしょうか。

○ 委 員

異議なしの声

○ 町 長

それでは、まず小野寺委員からお願いします。

○ 小野寺委員

大綱ということなので、骨組み、大きなものだと思います。まず最初に、幼稚園・保育園・小学校の連携に努めるとありますが、私もよくわからないのですが、今のところはどんな形で行われていて、これからどうなっていくのでしょうか。詳しくお聞きしたいです。

○ 町 長

事務局からお願いします。

○ 学務課長補佐

将来の方向性として、小学校に入学する際に、子どもがなじめない、集団行動ができないなど上手く移行できないことがよく挙げられますので、幼稚園・保育園・小学校の先生が連携して、カリキュラムを組んだり、組織づくりをしたり、というような流れを作っていきたいと考えています。

○ 町 長

次に、関村委員からお願いします。

○ 関村委員

「人と地域のつながり」、すごく良い言葉だと思いました。地域一丸となって学校を支援することはとても大切だと思います。私の教員生活を振り返ってみますと、一関市の鉄づくりの活動が地元で根付いていてすごかったです。それらの活動が、全ての学習意欲につながります。矢巾町をみても、吹奏楽や合唱に取り組むことは子どもたちの意欲・学力につながっていると思います。このまま進めていただければ良いと思います。

先ほどの小野寺委員からあった話ですが、私がいた頃は幼稚園・保育園との交流会があって、たぶん今もそうだと思うのですが、児童についていろいろ引き継がなければならぬので2月頃に連絡会をやっているはずで。

○ 町 長

今はどのようになっているのか、事務局から説明をお願いします。

○ 教育長

私からいいでしょうか。今は連絡会だけをやっています。幼稚園・保育園は自由保育、小学校は集団の輪の中での教育となっています。そもそも教育・保育の理念が異なっているところです。そこで、新入生が戸惑わないよう町費で支援員を雇用しており、1年生を中心に配置しています。子どもにとってみれば、幼稚園・保育園と学校ではそもそも理念が異なるので戸惑いも多いはずで。そこで、小学校の先生にはそのことを理解してもらって、園の先生には小学校の授業をみてもらって、ということに取り組んでいきたいと思っています。

○ 町 長

理念が違うかもしれないが、子どもが適応できるようにしてもらいたいと思います。

関村委員から「地域」の話もありましたが、先日、本町で初めて中学生議会が行われましたが良い取り組みだったと思います。中学生に地域を学んでもらって、町政にも反映してもらえれば良いと思います。大綱の中で反映できるような、具体的な施策を入れていただきたい。

「知徳の鏡」が矢巾中学校の伊藤校長先生のとときにあったと思いますが、今もやっているのでしょうか？

○ 大坊委員

やっていると思います。

○ 町長

「知徳の鏡」は非常に良いと思います。知老い木の人や様算な人を呼んでお話を聞くという機会を設けることをぜひ続けてもらいたい。

次に、大坊委員お願いします。

○ 大坊委員

大筋については異論ありません。ただ、いかに実効性を持たせるかが非常に重要だと思います。「(2) 学校教育の充実」の中で、「家庭、地域社会、学校が一体となって」とありますが、矢巾も近年は都市化していますので、つながりが希薄化しているところもあります。農村部では残っているところもありますが。そのあたりの地域社会も一体として、いかに具体的に実行していくか、そこが重要と考えています。

○ 町長

有効な手立て、ということで学校評議員制度がありますが、形骸化していないでしょうか。関心のある人や、自治会長、公民館長などが入る場も設けてはどうでしょうか。地域とのつながりをどう強めていくか。事務局はどのように考えているのでしょうか。

○ 学務課長

岩手県で独自に行っているものとして教育振興運動があります。子どもたちを地域で育む、この取組みをこれからも継続するのが有効だと考えています。

○ 町長

次に、松尾委員長お願いします。

○ 委員長

大綱は、総合計画に基づいて作られており、全て網羅されているので中身としてはこれで良いのではないかと思います。各委員から指摘されたことについて、手直しを入れていただきたいと思います。

幼稚園・保育園・小学校との連携については、従来ずっとやってきており、さらに拡充されればいい連携になると思います。

○ 町長

その他ありませんか。

大綱の柱立て、項目についてよろしいでしょうか。

○ 委員

異議なしの声

○ 町長

大綱の中に「国際交流の推進」について、載せないのはなぜでしょうか。

○ 教育長

国際交流については、現在も総務課と一体となって進めています。予算的なものもあって大綱には載せませんでした。実際には一体となって進めています。

○ 町長

わかりました。

誤字脱字については、事務局へ直接連絡をお願いします。

○ 委員

異議なしの声

○ 町長

大綱については、このように進めさせていただきます。原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○ 委員

異議なしの声

○ 町長

次に、協議の2番目「矢巾町いじめ防止条例（案）概要について」に入ります。概要説明を事務局からさせますので、その後に委員のご意見ををお願いします。

○ 学務課長補佐

それでは、資料をご覧ください。「矢巾町いじめ防止条例制定（案）概要について」を読み上げながらご説明いたします。

まず、趣旨です。町条例制定の趣旨は、国においては、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が平成25年9月28日から施行されています。今回、今後の矢巾町いじめ防止条例制定に向けては、平成27年7月の重大事案をうけて、矢巾町として法律の趣旨を踏まえ、いじめの根絶に向けて具体化に取り組んでいくことを定めた条例とするものです。これについては、未来を担う大切な矢巾町の子ども達はかけがえのない存在であり、一人ひとりの心と体は大切に育まなければならない、すべての町民がいじめを許さない心を持ち、将来にわたって本町の子ども達が安心して学び、健やかに成長することができる矢巾町を実現するため、この条例を制定するためのものです。

なお、いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせ、決して許される行為ではないことを強く周知するものです。

条例に規定する内容案として、大きな項目についてご説明いたします。まず、

- 矢巾町民全体が一丸となっていじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することの定義、理念や目的になります。
- いじめ防止対策推進法第2条第1項において規定されたいじめの定義、こういったことがいじめ行為になることの説明になります。
- 町、教育委員会、学校、保護者、児童生徒、地域住民等のそれぞれの責務又は役割を規定します。
- 矢巾町いじめ基本方針、各学校いじめ基本方針策定規定 条例のもとに各機関学校の取り組み規定を明確化します。

- いじめ未然防止の取組みや、早期発見・早期解消の措置の取組み規定 具体的な手段の明記になります。
- 相談体制、関係機関との協力体制 全町で取り組む内容とします。
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策規定 電子媒体等への対応や周知の規定になります。
- いじめ防止等のための各学校専門機関等との組織作り。連携体制になります。
- いじめ行為に対する具体的な措置規定 いじめをした子、いじめを受けた子への対応。
- 町いじめ問題対策連絡協議会の設置 現在設置されている機関の条例化
- 町いじめ問題対策委員会の設置（教育員会・町 それぞれの設置規定）教育委員会及び町設置のいわゆるそれぞれの第三者調査委員会の設置規定。
- 委任事項規定 条例規則制定

など、大まかな内容はこのような内容ですが、条文化していく予定としています。

また、これ以外の細かい内容の条文規定も案は準備しておりますが、今後全体を見据えて規定したのち、ご提示していきたいと考えております。

なお、条例制定に向けての今後の予定ですが、当初は、「矢巾町いじめ防止条例」制定を、平成28年3月の年度末を予定しておりましたが、矢巾町いじめ問題対策委員会（第三者調査委員会）が現在進行中であり、第三者調査委員会からの最終的な調査報告書がまとまる時期が未定となっており、この、第三者調査委員会においては、まず、死亡事案に関し、重大事態の調査を行うこと、同種の事態の発生防止に係る提言を行うこと及び調査を終えた後、その結果をとりまとめて死亡事案の調査結果を教育委員会へ報告することなどを行いますが、第三者調査委員会から矢巾町いじめ防止条例（案）にかかるご提言などもいただきながら制定していきたいと考えておりますので、当初の制定時期から変更させて頂いている状況でございます。

なお、矢巾町いじめ防止条例（案）が取りまとまる時期が近くなりましたら、児童生徒への詳しい説明、例えば各学校で時間を頂いて説明を行うとか、授業で先生方から説明をして頂くとか、今後手法を模索してまいりますし、条例内容に対する町民の皆さんからの意見聴取、パブリックコメント、広報紙掲載などによる内容周知など行う予定としています。

以上、矢巾町いじめ防止条例制定（案）概要についてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○ 町 長

確認ですが、昨年の町議会定例会9月会議の際に赤丸議員からの質問に対し、3月に条例を制定するというので答弁しておりましたが、やはり第三者委員会の調査結果が出てからの制定ということでいいのですね。

○ 学務課長補佐

はい。

○ 町 長

教育長から何か補足説明はありませんか。

○ 教育長

それでは、一つだけ補足説明をさせていただきます。条例の中で、子どもたちにこういうことはしていけないときちんと述べる必要があります。また、家庭と学校の連携ももちろん強めていきますが、町民にも広げて訴えていく必要がある。こういうことから、いじめ防止条例を制定するものです。

○ 町 長

ありがとうございました。

それでは、まず関村委員からお願いします。

○ 関村委員

もう二度とこのような事件は起こって欲しくないと思っていましたが、今朝、仙台で中学生の自殺について報道がありました。いじめは難しい問題です。学校は一生懸命取り組んでいると思いますが、いじめはなくなることはなく非常に難しい問題です。地域一丸となって取り組んでいくべきことだと思います。全家庭に、一丸となって取り組んでいこうという条例の内容を周知できるものがあればいいと思います。

○ 町 長

条例には実効性が求められています。これは、教育委員会・学校もわかっていることだと思います。しっかり連携しなければなりません。調査が一番大事であります。実効性について、事務局はどのように考えているのでしょうか。いじめ防止基本方針は今までもありましたが、方針どおりにやっていないところもありました。我々にも問題がありました。現在の状況について、事務局からお示し願います。

○ 学務課長

例えば、アンケート調査の回数を増やしたり、相談の場を増やしたりしています。各学校は方針をより実効性のあるものにしようとしています。

いじめ防止条例は、地域も連携した中で、町全体の取り組みとなる内容になるといいと思います。

○ 町 長

抽象的ではなく、具体的な話をお願いします。例えば月例会を開くなど、そのような取り組みはないのでしょうか。

○ 学務課長

今お話ししましたとおり、児童生徒の心について把握するために、アンケート調査を毎月やっている学校もあります。スクールカウンセラーなどの専門家を活用しながら、相談も行っています。いじめの基になる部分を理解することが大切だと思います。相談やアンケートをまめにしていくことで、現場はそのことを理解しています。条例については、学校、家庭、地域などそれぞれの役割についても規定していく内容とします。

○ 教育長

条例そのものは、学校や町のいろいろな機関の取組について規定し、その実効性を検証していくことは可能でありますし、やっております。しかしながら、町民に対して実効性を求めるのは難しいと思います。町民に対しては「啓発」に近いのではないのでしょうか。

学校での実効性について言えば、具体的な例を挙げれば、例えば、先生が気付いたことをメモして校長が必ず目をとおすなどが挙げられます。

住民については、啓発することが重要だと考えます。

○ 町 長

支援員とかそういう人たちがどのように対応しているかなど、もう少し深く掘り下げて町民にも発信して欲しいと思います。教育委員会は隠ぺい体質だと言われるので、明らかにして欲しいと思います。そして学校現場との連携を密にして、対応をお願いします。

次に、大坊委員をお願いします。

○ 大坊委員

去年10月からこのような立場になり、いじめや教育に関する本を何冊か読みました。「いじめの根絶は現実的には不可能」と書かれている本がありました。犯罪は昔からいろいろありますが、なくなることはありません。いじめもそれと同じである、ということでした。「いじめをなくす」ということよりは、いかに迅速にいじめに対応して手を打つか、最悪事態にならないように手を打つかということが大切ではないでしょうか。「いじめの根絶」は理想ですが、不可能ではないでしょうか。また、仙台で中学生が自殺したと報道がありました。その都度対策は打たれているのに、同じようなことが起こってしまう。ではどうするか。いじめが小さいうちに芽を摘むことではないでしょうか。大きくなる前に潰していく。私は消防団で活動したときに、火災想定訓練というのがありましたが、いじめについてもどう対応するかではなく、事例を想定して訓練してみることも必要かなと思います。こういう手順でやればいい、ということがわかれば実際に起きた時に対応が早まるのではないのでしょうか。

○ 町 長

書き物だけではなく、実際に行動してみる。まさにそのとおりだと思います。

次に、小野寺委員をお願いします。

○ 小野寺委員

せっかく条例を制定するので、各家庭、子ども一人一人に、具体的にお知らせできると思います。最近は陰湿ないじめが増えています。条例を制定することで、専門の機関を設けるとはありますが、情報集約できるようにしていただきたいと思います。担任にも親にも言えない、相談できない、という子どもはけっこういます。様々な相談電話等の機関がありますが、町でも部門を設ければいいのかなと思います。いじめはあってはならないが、昔から常にあります。大人だけでなく、子どもにもモラルを、具体的に示して欲しいと思います。

○ 町 長

現在も、相談電話のダイヤルのカードは配布されていますか。

○ 学務課長

各学校に配布しています。

○ 町 長

次に、松尾委員長をお願いします。

○ 委員長

条例の制定時期が、当初の予定から変更になることについて、広報等で町民へ周知して欲しいと思います。なぜ遅れるのか、お知らせしなければなりません。町民は期待し

ています。内容については、各委員からの意見を取り入れて検討していただきたいと思っています。

子どもへの説明やパブリックコメントは、周知徹底のためには一番いいことでありますので、ぜひやっていただきたいです。

○ 町 長

内部で話し合ったあと、議会と協議しながら、町民へ周知していきます。また、「4. その他」のところで、事務局から第三者委員会の進捗状況について説明をしてもらいます。

条例案についてこの大きな柱立てで進めさせていただきたいと思います。3月には制定できませんので了承願います。

協議については、これで終わらせていただきます。

○ 町 長

それでは、4. その他について、事務局からお願いします。

○ 総務課長補佐

事務局からは何もありません。

○ 学務課長

町長から、第三者委員会の進捗状況について説明を、ということでしたので説明させていただきます。

いじめ問題対策委員会は、9月7日に第1回の会議が開催され、本日第11回の会議が開催されます。対策委員会独自のアンケート調査を、生徒・保護者・教職員・バスケットボール部の卒業生に行いました。その後、12月頃から聞き取りを行っており、現在も聞き取りが続いている状況です。同じクラスの生徒の聞き取りはまだなので、今後出てくると思われます。現在の状況からすると、まだ聞き取りが多数ある状況であり、3月中に調査結果がまとまるのは難しいと思われます。現在はそのような流れです。

○ 町 長

事務局から何もないということでしたが、教育委員会に関わる機構改革について説明をお願いします。

○ 総務課長

教育委員会部分についての機構改革についてご説明いたします。学務課が、現在の位置から町公民館の今の図書室に、新たに設置されます。4月1日からです。

○ 町 長

教育振興基本計画についても説明をお願いします。

○ 学務課長補佐

教育振興基本計画（案）につきましては、新年度の早い時期にお示ししたいと思えます。教育委員会議の場での審議になると思えますのでよろしく願いいたします。

また、新年度になりましたら、教育委員会の予算等について総合教育会議を開催しますのでよろしく願いいたします。

○ 町 長

4. その他も終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○ 司会（総務課長補佐）

それでは、以上で第4回の総合教育会議を閉会といたします。
慎重なご協議ありがとうございました。

閉 会（10時05分）